

No.217

2025 年 5 月号

ヒューマンテラス通信

5 月号 目 次

1. 業種別カスタマーハラスメント対策「スーパーマーケット業編」が公表されました……………	1
2. 育児・介護休業法と次世代育成支援対策推進法による公表制度の改正……………	1
3. 職業情報提供サイト(job tag)がリニューアル……………	2
4. マイナ保険証の有効期限をご存知ですか？……………	3
5. 厚生労働省が不妊治療と仕事との両立に関する資料を公開しました……………	4
6. 派遣事業報告書は今からチェック……………	5
7. 経済産業省が女性の健康施策の効果検証プロジェクトを開始しました……………	5
8. 令和7年度のキャリアアップ助成金の主な変更点……………	6
9. 5月の税務と労務の手続[提出先・納付先]……………	7
10. 弊社業務のご案内……………	8
11. 今月のパンフレット	
マイナ保険証利用時には電子証明書の有効期限をご確認ください！……………	8

発行者：ヒューマンテラス・アソシエイツ
(ヒューマンテラス株式会社)

E-mail：soudan@humanterrace.co.jp

URL：www.humanterrace.co.jp

1. 業種別カスタマーハラスメント対策 企業マニュアル「スーパーマーケット業編」が公表されました

◆カスタマーハラスメントの現状

近年、顧客や取引先からの悪質なクレーム等の著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント。以下、「カスハラ」という）が増加しています。厚生労働省の調査では、カスハラは、セクハラ・マタハラ・パワハラ等の他のハラスメントと比べ、過去3年間で相談のあった企業の件数が最も多く、社会的な問題ととらえられています。

こうした背景を踏まえ、厚生労働省は、令和4年に「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」を策定し、カスハラ対策に関心を持つ業界団体に向け、対応方針を策定してきました。令和6年度事業では、スーパーマーケット業界について実施し、今年3月に「スーパーマーケット編」の企業マニュアル（以下、「本マニュアル」という）を公表しました。

◆本マニュアルの内容と活用

本マニュアルでは、以下の内容がまとめられています。

- ・カスハラ対策に取り組む意義
- ・カスハラの定義・判断基準
- ・スーパーマーケット業での実態（発生状況、対応状況）
- ・業界におけるカスハラに対する共通方針（対応方法）
- ・具体的対策（基本方針、相談対応体制の整備、対応手順、社内教育・研修、従業員への配慮措置、再発防止への取組み 等）

カスハラ対策を企業に義務付ける労働施策総合推進法の改正が閣議決定され、成立は目前です。しかし、他のハラスメントに比べ歴史が浅く、裁判例等の蓄積も十分ではないため、実務のノウハウが未発達です。

企業にとっては、これからの情報収集や具体的な実務対策への取組みが急務となるでしょう。

【厚生労働省「業種別カスタマーハラスメント対策 企業マニュアル（スーパーマーケット業編）」】
<https://www.mhlw.go.jp/content/11910000/001454169.pdf>

2. 育児・介護休業法と次世代育成支援対策推進法による公表制度の改正

2024 年の通常国会で成立した「育児・介護休業法」と「次世代育成支援対策推進法」の改正法は、2025 年4月1日から段階的に施行されています。内容は多岐にわたりますが、ここでは4月1日に施行された企業の公表義務に関する改正をご紹介します。

◆育児・介護休業法—育児休業取得状況の公表義務が 300 人超の企業に拡大

従来は、従業員数 1,000 人超の企業に育児休業等の取得状況を公表することが義務付けられていましたが、4月1日から、従業員数 300 人超の企業に公表が義務付けられることとなりました。

公表内容は、公表を行う日の属する事業年度の直前の事業年度（公表前事業年度）における男性の「育児休業等の取得割合」または「育児休業等と育児目的休暇の取得割合」のいずれかの割合を指します。

育児休業等とは、育児・介護休業法に規定する以下の休業のことです。

- ・育児休業(産後パパ育休を含む)
- ・法第 23 条第2項(3歳未満の子を育てる労働者について所定労働時間の短縮措置を講じない場合の代替措置義務)または第 24 条第1項(小学校就学前の子を育てる労働者に関する努力義務)の規定に基づく措置として育児休業に関する制度に準ずる措置を講じた場合は、その措置に基づく休業

◆次世代育成支援対策推進法

行動計画策定・変更時に育児休業取得等に関する状況把握・数値目標設定の義務付け

従業員数 100 人超の企業が4月1日以降に行動計画を策定または変更する場合には、次のことが義務付けられます(従業員数 100 人以下の企業は、努力義務の対象です)。

- ・ 計画策定時の育児休業取得状況(男性労働者の「育児休業等取得率」または男性労働者の「育児休業等および育児目的休暇の取得率」)や労働時間の状況(フルタイム労働者1人当たりの各月ごとの法定時間外労働および法定休日労働の合計時間等の労働時間(高度プロフェッショナル制度の適用を受ける労働者にあたっては、健康管理時間))の把握等(PDCA サイクルの実施)
- ・育児休業取得状況や労働時間の状況に関する数値目標の設定

【厚生労働省「育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法の 2024（令和 6）年改正ポイント」】

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/ryouritsu/ikuji/point02.html

3. 職業情報提供サイト(job tag)がリニューアル

◆「job tag」とは

厚生労働省は、3月 18 日に職業情報提供サイト(job tag)をリニューアルしました。

「job tag」は、500 を超える職業について、ジョブ、タスク、スキル等の観点から職業情報を「見える化」し、求職者等の就職活動や企業の採用活動、人材育成等を支援するウェブサイトで、企業の採用活動においては、求める人物像の明確化、人材育成では、従業員のスキルの棚卸し等による教育や訓練の検討、人材配置の検討などに活用できます。

◆主なりニューアルの内容

主なりニューアル内容としては、①サイトの正式名称を「職業情報提供サイト(job tag)」に変更、②職業解説に新しい職業を追加、のほかに、③職業情報ページに掲載している賃金情報の追加(1時間当たりの賃金や月別求人賃金等の情報を追加、民間人材サービス企業における賃金相場へのリンク)、④サイトの使い方動画の追加があります。

◆企業の活用例

「job tag」は、例えば「求人票作成に必要な情報を整理し、わかりやすい求人票を作成したい」、「求人票作成における情報の整理等にかかる労力を削減したい」という場合に活用することができます。その他サイトでは、企

業向けに、①職務の見える化、②人材の見える化、③社員のキャリア形成、④人材の採用、⑤社員の能力開発、⑥顧客の業務内容の理解における本サイトの活用例を紹介しています。

活用法はさまざまですので、ぜひ自社でも利用できることはないか検討してみてください。

【厚生労働省職業情報提供サイト「job tag」】

<https://shigoto.mhlw.go.jp/User/>

4. マイナ保険証の有効期限をご存知ですか？

◆マイナンバーカードと有効期限

マイナ免許証の交付開始時に、現行システム上の注意点としてマイナンバーカードと運転免許証の更新の順番によっては免許情報の再度の紐付けをしないと免許不携帯になるおそれがあるとの注意喚起がされましたが、マイナ保険証でも有効期限に注意が必要です。

マイナンバーカードの有効期限は、18歳以上が発行の日から10回目の誕生日まで、18歳未満は5回目の誕生日までですが、マイナ保険証利用時等に利用する電子証明書(数字4桁)の有効期限は、全年齢で5回目の誕生日までとされているからです。

つまり、マイナンバーカードは有効期限内であってもマイナ保険証は期限切れ、ということが起こり得るのです。

◆有効期限が切れてしまったら？

マイナンバーカードおよび電子証明書は、有効期限の2～3カ月前を目途に有効期限通知書が送付されてくるので、市区町村窓口で手続きをすれば更新できます。

期限内に手続きができなかった場合、期限切れから3カ月間は引き続きマイナ保険証で受診できます(保険資格情報の提供のみ)。3カ月を過ぎるとマイナ保険証では受診できなくなり、再発行の手続きをしなかった場合、3カ月以内に資格確認書が交付されます。

◆どんな手続きが必要？

マイナンバーカードおよび電子証明書は、上記のとおり、有効期限が近づくと有効期限通知書が送付されてきます。

通知書に交付申請用QRコードがある場合は、スマートフォンで申請の上、市区町村窓口で新しいマイナンバーカードと交換できます。QRコードがない場合は、有効期限通知書に記載された必要書類を持って市区町村窓口で手続きをします。

【マイナンバーカード総合サイト】

https://www.kojinbango-card.go.jp/faq_expiration5/

https://www.kojinbango-card.go.jp/220401_2/

【厚生労働省「マイナ保険証利用時には電子証明書の有効期限をご確認ください！」】

<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001459040.pdf>

5. 厚生労働省が不妊治療と仕事との両立に関する資料を公開しました

◆不妊治療をめぐる現状

日本全体の出生数は下がっているなか、不妊の検査や治療を受けるカップルは増加傾向にあり、令和3年(2021年)に不妊の検査や治療を受けたことがある夫婦の数は「約4.4組に1組」となっています(厚生労働省「不妊治療と仕事との両立サポートハンドブック」)。不妊治療にあたっては女性に大きな負担がかかり、キャリア継続に支障をきたすことは珍しくありません。経営者はじめ社会全体で理解を深め、対策を講じていくことが重要です。

そうしたなか、厚生労働省から、不妊治療と仕事との両立に関する新しい資料として、「不妊治療を受けながら働き続けられる職場づくりのためのマニュアル」および「不妊治療と仕事との両立サポートハンドブック」の2つが公開されています。

◆「不妊治療を受けながら働き続けられる職場づくりのためのマニュアル」

本マニュアルは、以下の構成となっています。

第1章 不妊治療について

第2章 企業における不妊治療と仕事との両立支援に取り組む意義

第3章 不妊治療と仕事との両立支援導入ステップ

第4章 不妊治療と仕事との両立に取り組んでいる企業の事例

第5章 不妊治療と仕事との両立を支援する上でのポイント

第6章 参考情報

不妊についての基礎知識・保険の仕組みや各種データ、企業が対策に取り組む意義および具体的な方法、企業の好事例集などがまとめられています。

◆「不妊治療と仕事との両立サポートハンドブック」

本ハンドブックでは、不妊治療に関するデータや職場での配慮のポイント、お役立ち情報などがコンパクトにまとめられています。

上記ハンドブックでは、不妊治療の全体像や企業ができるサポートの概要を知ることができます。その上で、より詳しい情報や具体的な取組みの進め方を知りたい場合、マニュアルを通じて理解を深めることができます。

女性のキャリア中断を防止することは労働者・企業双方にとって重要です。上記資料等は経営者・担当者にとってのヒントになると思われます。また、実際に取り組みを始めたい場合、助成金など各種制度、企業内の制度設計や環境整備、従業員への説明やプライバシーの確保など、悩ましい点も多々出てくるかと思うので、その際はぜひ当事務所にご相談ください。

【厚生労働省「不妊治療を受けながら働き続けられる職場づくりのためのマニュアル」】

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pamphlet/dl/30k.pdf>

【厚生労働省「不妊治療と仕事との両立サポートハンドブック」】

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pamphlet/dl/30l.pdf>

6. 派遣事業報告書は今からチェック

派遣事業報告書は、労働者派遣法に基づき派遣元事業主が年1回、提出を義務付けられている法定報告書です。派遣労働者の契約状況・安全衛生管理・キャリアアップ措置の実施状況などを記載します。提出期限は、例年6月末となっていますが、正確な内容で期限内に提出できるよう事前にチェックしておきましょう。

◆提出不備は事業継続にマイナス影響

未提出の場合、罰金や、派遣許可取消・業務停止命令の対象となります。虚偽報告が発覚した場合の信用失墜は取引先離れを招きますし、派遣労働者の方々の生活も脅かします。許可取消処分を受けた事業者の多くが報告書不備を要因としています。

◆事業報告書のポイント

◎2024 年様式変更への対応

新様式では欄の配置変更が行われており、旧様式使用は受理されません。都道府県労働局のホームページから最新の様式をダウンロードして使用しましょう。

◎「収支決算書」「関係派遣先割合報告書」にも注意

事業報告書と同時に、3月決算の会社では、労働者派遣事業収支決算書と関係派遣先派遣割合報告書も、同じタイミングで提出期限がきますので注意しましょう。

◎電子申請でも原本保存が必要

電子申請(e-Gov)の場合も原本保存義務が発生するため、データの保存体制の構築が求められます。法令遵守が事業存続の前提条件となっている現代において、報告書管理は経営リスク管理の要です。

なお、2020 年改正派遣法施行後は、同一労働同一賃金の実施状況を確認する労使協定の添付が必須(労使協定方式を選択している場合)となり、待遇改善の進捗管理ツールとしての側面も強まっていますが、これに関して、派遣事業報告書に“36 協定”を添付して提出してしまう勘違いがよくあるそうです。「労使協定」と聞くと、最初に思い浮かぶのが 36 協定なのでしょうけれども、注意が必要です。

7. 経済産業省が女性の健康施策の効果検証プロジェクトを開始しました

◆プロジェクトの概要

経済産業省(以下「経産省」)は、女性の健康課題に対する企業の取組みを支援するための効果検証プロジェクトを開始しています。このプロジェクトは、企業が女性特有の健康問題に対処するための施策を実施し、その効果を経産省が検証するものです。施策メニューには、理解促進(研修等の実施)、働き方の調整(特別休暇やフレックスタイム制等)、積極投資(検診費用補助等)などがあり、各社に合ったメニューを選択可能です。

施策の効果は経産省が定める成果指標に基づいて検証され、フィードバックされます。これにより、他社と比較してどの程度効果が出ているかを見える化し、健康経営の質の向上を促します。実施期間は4月～10月頃までで、参加費は無料です。

◆競争力を高める戦略

このプロジェクトの背景には、女性の健康課題が労働生産性や就業継続に大きな影響を与えるという認識があります。経産省の試算では、女性特有の健康課題による労働損失等の経済損失は社会全体で年間約 3.4 兆円と推計されています。

働き手の確保が難しくなる中で、女性の健康課題に対する取組みは、福利厚生という観点にとどまらず、企業の競争力を高める重要な戦略となり得ます。女性が働きやすい職場環境をつくるために何ができるか、考えてみてはいかがでしょうか。

【経済産業省「女性の健康施策の効果検証プロジェクトを実施します」】

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/healthforwomen.html

8. 令和7年度のキャリアアップ助成金の主な変更点

令和7年度のキャリアアップ助成金のパンフレットやリーフレットが公表されました。4月以降の変更点のポイントについて説明していきます。なお、ここでは大企業の支給額は省略し、中小企業の支給額のみを掲載します。

◆正社員化コースの変更点

キャリアアップ助成金は、非正規雇用労働者を企業内でキャリアアップさせ、正社員転換や待遇改善を行う企業を支援する制度です。

まず、正社員転換等をした場合に助成される「正社員化コース」では、重点支援対象者が導入されました。重点支援対象者とは、雇入れから3年以上経過した有期雇用労働者、派遣労働者、母子家庭の母、人材開発支援助成金の対象訓練を受けて正社員へ転換した者等のことをいいます。これまでは、「有期→正規」「無期→正規」への転換の場合、2期分の合計でそれぞれ 80 万円、40 万円が支給されていましたが、4月からは重点支援対象者に支給されることになります。

対象以外の人には、1期(6か月)分のみ半額の 40 万円、20 万円が支給されます。なお、新規学卒者については、雇入れられた日から起算して1年未満のものについては、支給対象者から除外となります。

◆賃金規定等改定コースの変更点

「賃金規定等改定コース」では、賃上げ引上げ区分が従来の2区分から4区分に細分化され、助成額が拡充されました。3%以上4%未満で4万円、4%以上5%未満で5万円、5%以上6%未満で 6.5 万円、6%以上で7万円となります。

さらに、有期雇用労働者等の基本給の3%以上を引き上げた場合、1事業所当たり1回のみ 20 万円が加算されます。

◆キャリアアップ計画書の手続きの簡素化

キャリアアップ計画書は、これまでは各コースの取組み実施日の前日までに管轄の労働局長に提出し、認定を受ける必要がありましたが、届出のみでよいことになりました。

各コースの詳細は、下記のパンフレットやリーフレットで確認できます。支給申請については、当事務所にご相談ください。

【厚生労働省「キャリアアップ助成金のご案内（令和7年度版）（パンフレット）」】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11910500/001469672.pdf>

【厚生労働省「キャリアアップ助成金のご案内（令和7年度版）（リーフレット）」】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11910500/001469677.pdf>

【厚生労働省「キャリアアップ助成金改正概要リーフレット（令和7年度版）」】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11910500/001450174.pdf>

9. 5月の税務と労務の手続[提出先・納付先]

12日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>[公共職業安定所]

15日

- 特別農業所得者の承認申請[税務署]

6月2日

- 軽自動車税(種別割)納付[市区町村]
- 自動車税(種別割)の納付[都道府県]
- 健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出[年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出[公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日>[公共職業安定所]
- 確定申告税額の延納届出額の納付[税務署]

10. 弊社業務のご案内

ヒューマンテラスでは、以下のサービスを提供しております。

■ 1. アドバイザリーサービス

- ・人事制度の運用についてのアドバイス
- ・就業規則他人事諸規程の作成・見直し・運用についてのアドバイス ほか

■ 2. コンサルティングサービス

- ・人事制度構築・見直し
- ・研修講師(人事評価者研修・目標設定研修など) ほか

ヒューマンテラス株式会社
ヒューマンテラス・アソシエイツ

〒107-0062
東京都港区南青山 3-14-14 サン南青山 1F

TEL: 03-6276-8922

FAX: 03-6276-8933

Email: soudan@humanterrace.co.jp

URL: www.humanterrace.co.jp

ヒューマンテラス 案内図

所在地: 東京都港区南青山3丁目14番14号 サン南青山1F
電話: 03-6276-8922



11. 今月のパンフレット:

マイナ保険証利用時には電子証明書の有効期限をご確認ください！

記事 No.4でもご紹介しましたが、電子証明書の有効期限は年齢を問わず発行日から5回目の誕生日までです。 マイナンバーカード自体の有効期限は成年の場合、発行日から10回目の誕生日までとなりますが、カードが有効期間内であっても電子証明書の更新手続きが必要です。

電子証明書の有効期限を確認し、忘れずに手続きをしましょう。

リーフレットを添付いたしますので、内容をご確認ください。

▼【厚生労働省「マイナ保険証利用時には電子証明書の有効期限をご確認ください！」】

<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001459040.pdf>

マイナ保険証利用時には 電子証明書の有効期限をご確認ください！

利用者証明用電子証明書(数字4桁)の用途

- 健康保険証利用時や、インターネットサイト等にログイン等をする際に利用します。
- 「ログイン等した者が、あなたであること」を証明することができます。



こんなことに使います！



- ✓ マイナ保険証としての利用
- ✓ マイナポータルへのログイン
- ✓ コンビニでの住民票等交付サービスの利用

※電子証明書が有効期限を迎えると、上記の一部機能が利用できません！速やかに更新をお願いします。

※マイナンバーカードには、署名用電子証明書(英数字の6～16桁)もあります。

電子証明書の有効期限について

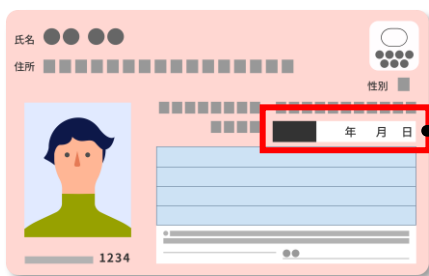
電子証明書の有効期限は、年齢問わず発行日から5回目の誕生日までです。

? マイナンバーカードそのものの有効期限は？

- 発行日から10回目の誕生日(未成年者は5回目)までです。
- マイナンバーカードの更新には、交付時に来庁が必要です。事前申請をして交付時に来庁されると、その場で新しいマイナンバーカードと交換できますので、常にマイナンバーカードがお手元にある状態となります。
- ※これまでと同様、任意の代理人による受取が可能です。方法は、お住いの市区町村の窓口へお問い合わせください。

電子証明書の有効期限を確認するには？

マイナンバーカードの券面(左下図の赤枠部分)に記載されています。
記載がない場合は、右下図の手順でマイナポータルからご確認ください。



▲マイナンバーカードの券面



マイナポータルに
ログイン

▲マイナポータル

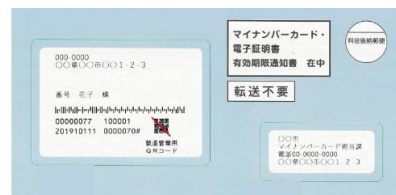


更新するにはどうしたら良いの？

有効期限の2～3カ月前を目途に有効期限通知書(右図)が送付されます。
通知が来ていなくても有効期限の3カ月前から更新ができます。

同封のパンフレットを一読のうえ、余裕をもってお早めにお住まいの市区町村窓口で更新手続きをお願いします。
なお、電子証明書の有効期限が切れても、お住まいの市区町村窓口で手続きを行うことで再発行できます。

※電子証明書の更新と再発行の手続きはオンラインではできません。



▲有効期限通知書の封筒

? 有効期限が切れたことを忘れて
病院等に行ったら、どうなるのですか？



詳しくは裏面に

医療機関・薬局に設置されている顔認証付きカードリーダーでも 電子証明書の有効期限のアラートが表示されます

有効期限

顔認証付き カードリーダーの画面

マイナ保険証利用について

3カ月前

マイナ保険証
使える



有効期限の3カ月前時点から有効期限まで、通知が表示されます。

証明書の有効期限が3カ月以内となっています。市区町村の窓口で更新手続きをお願いします。

次に進む



マイナ保険証で受診できます。

電子証明書の有効期限の2～3カ月前を目処に、「有効期限通知書」の封書が届きます（詳細はオモテ面参照）。
お住まいの市区町村窓口等で、速やかな更新をお願いします。



⚠ 期限切れ翌日

マイナ保険証
使える



有効期限切れの旨と、更新のお願いが表示されます。

電子証明書の有効期限が切れているため、資格情報のみ当機関に提供します。

お早めに市区町村の窓口で電子証明書を更新してください。

次に進む



有効期限切れから3カ月間は、引き続きマイナ保険証で受診できます。

ただし、保険資格情報の提供のみで、**診療情報・薬剤情報等の提供はできません。**
速やかに**再発行手続き**をしてください。



3カ月後

マイナ保険証
使えない



3カ月を過ぎると健康保険証としても使えなくなります。

電子証明書が失効しています。

マイナンバーカードを取り出し、受付窓口までお越しください。

証明書の更新は、市区町村の窓口で手続きが必要です。



有効期限切れから3カ月間経過後は、マイナ保険証の利用ができません。

速やかに**再発行手続き**をしてください。

※ 有効期限が切れてから再発行手続きをされなかった場合、3カ月以内に**資格確認書が交付されます。**
引き続き医療を受けられますので、ご安心ください。



マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

受付時間（年末年始を除く）

平日：9時30分～20時00分
土日祝：9時30分～17時30分

マイナ保険証の
メリット等
について



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare